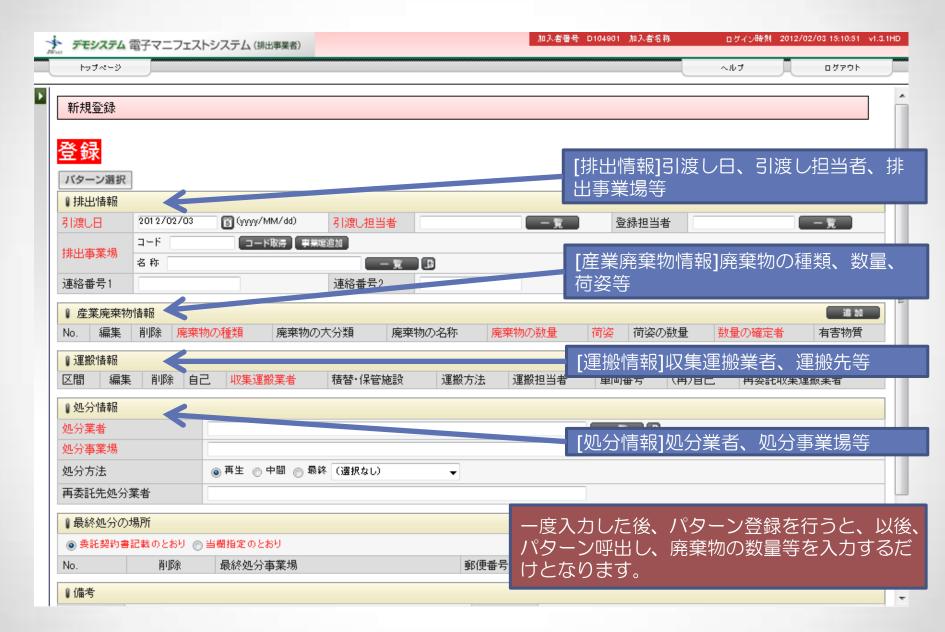
電子マニフェスト制度の概要

京都府山城北保健所

電子マニフェストとは

• 電子マニフェストは排出者、収集運搬業者、処分業者の 三者(三者が加入していることが必要)のネットワークで マニフェスト情報を電子化し、やりとりをします。





電子マニフェストの特徴と導入のメリット

メリット	デメリット
事務処理の効率化	利用料金が割高
法令遵守(コンプライアンス)	マニフェストに代わる伝票が 必要
データの透明性	排出事業者、収集運搬業者、
優良産廃処理業者の認定要件	処分業者の3者が加入していることが必要
一部府県での入札資格	

• 4

事務処理の効率化

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの 交付・登録	廃棄物を引渡した日から、3日以内に情報を情報処理センターに登録。 排出事業者がマニフェスト登録をするまで、収集運搬業者や処分業者は運搬終了報告、処分終了報告ができません	廃棄物を引渡すと同時にマニフェ ストを交付
11	入力パターンを登録し、一覧から の選択が可能	毎回手書き記入、又は事前印字さ れた紙に数量等を手書き
マニフェストの 保存	不要(情報処理センターがマニフェ スト情報を保存)	A票、B2票、D票、E票を5年間保存
処理終了確認	情報処理センターから処理終了報告を通知(電子メール)や一覧表により確認	運搬終了報告:B2票とA票を照合して確認 処分終了報告:D票とA票を照合して確認 最終処分終了報告:E票とA票を照合して確認
マニフェスト情報の集計・加工	CSVデータでダウンロードが 可能。データは各種集計、帳簿 の作成が可能	紙マニフェストからデータを集計

法令遵守(コンプライアンス)、 データの透明性

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの記載漏れ	記載必要事項をシステムが確認	マニフェスト記入時に担当者が目視確認
処理完了報告の 確認	運搬終了、処分終了、最終処分終了 報告の有無を電子メールや一覧表で 確認	委託業者からマニフェスト写しが回 付されるごとに確認
処理終了確認の 漏れを防止	処理終了確認期限が近づくとシステ ムから排出事業者に注意喚起	マニフェストを1枚ずつ管理して、 担当者が処理終了確認期限を把握
委託業者の許可 期限等の確認	委託契約情報の設定により、処理業者の許可期限と廃棄物の種類が処理 業者の許可証と合致しているか確認	処理業者との契約内容や許可証の内 容を担当者が管理
産業廃棄物管理票 交付等状況報告	不要(情報処理センターから各府県 等に報告)	報告書を作成し、期日までに各府県 等に報告
データの透明性	情報処理センターがデータ(修正・取消の情報を含む)を管理・保存	排出事業者、収集運搬業者、処分業者がそれぞれマニフェスト写しを保管

150000703 加入者名称 〇〇〇製造株式会社 ログイン時刻 2011/06/06 13:30:34 v1.1.12S ★ 雷子マニフェストシステム (排出事業者) マニフェスト情報の照会一覧が表示 ログアウト マニフェスト情報の照会一覧 (合計件数: 4件) K 【 1/1ページ 】 】 ページを 500件 🗸 📉 表示 ●照会結果一覧 一括選択 登録の状態 報告期限 ▲マニフェスト番号 ▼ 運搬 処分 | 最終 | 連絡番号1 | 連絡番号2 | 連絡番号3 ▲ 引》 No. 登録 70000870653 2011/ 2011/ 登録 70000870664 2011/ 3 登録 70000870675 間近 登録 2011/ 4 70000870776 マニフェスト情報照会結果項目(402項目) 受渡確認票印刷 CSV保存 戻る 一覧表印刷 ▲ページトップ >

加入・利用料金排出事業者の料金

(税込)

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者団体加入料金 (C料金)注1)	
加入料 (加入時のみ)	5,250円	3,150円	3,150円	
基本料 ^{注3)} (1年間)	26,250円	2,100円	不要	
使用料 (登録情報 1 件につき)	10.5円	(40件まで無料) 41件から 63 円	63円	
利用区分の目安となる 年間登録件数	509 件以上	34~508件	33 件以下	

紙マニフェストと電子マニフェストとの料金比較

年間200枚のマニフェストを発行するとすると、

紙マニフェスト 5000円 = 200枚×25円

電子マニフェスト 12180円 = 2100+(200-40)×63円

受渡確認票(伝票)の利用

- 1.荷札として
 - ・ 収集運搬業者や処分業者に対して委託廃棄物の情報を 伝えるもの
- 2. 運搬車両における書面の備え付け義務
 - ・法令で定める産業廃棄物の運搬車に備え付ける書面

電子マニフェストシステム(JWNET) 受波強認票

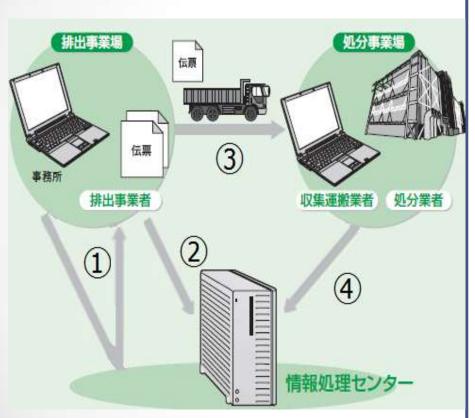




マニフェスト書	14	70000870653	登録の状態 連載を発	*#	2004:	E SEL U	2011/00/24	日本に担ち者 日本	1000001085 ±#	
****	任名または名称 〇〇〇朝唐株式会社 技術 7 100-001 東京都中央区日本機構開発1-8-4 日本機つアビル2F		****	名 等 〇〇〇製造株式会社 排出事業権 所名称で 100-0013 東京都中央区区本権委督的エーロー4 日本機コアビルミド						
E #A#h	1.8	日								
中間担保	高度性の毛管 (電子/観 マニフェスト音号/交付音号)									
日本の日本市 (子充)		を 地(名 神 [電 数 現的書記載のとおり	• • 11			rin-				
CRINCS.	任名文は名称 □□□□運輸株式会社 名 報 デスト級分享業権 選集先の事業権 信所 〒 103-0012 東京都中央区日本権基督的2~8~4 日本権コアビル2ド 運搬 電影会 03-3888-6813					4				
poses.		東京条本 22-3222-2222 加入金条名 2500020 料有条名 125449				0)	直面發展(建出	The state of the s		
					建油黄	9	准要担当者	48.45		
	长名	Rは名称 ○○○環境	株式会社 临分報告	8	有機性強素を 運搬的7日 2011 名 等 アスト級分等素権					
G###	聯金	〒 1601-0012 東京都年	中央区日本機関目的2-6-4 日本権コテビル2F 製分 電影番号 65-0			TROS 00-000	2 東京都中央区日本権報告約2-0-4 0-450 衛分万県			
		23-3333-33	31 363,000 2900029	PAS 153498	聯合媒外	概念(中間)	衛分割丁目	2011/02/24 在分班当者	条要執受信日 条分 太郎	
機会の機能	70.70	*(6*(**	• • 10					受人量 最終指分款了日	V9001155.5	
##1 ##2 ##3 ##6										

2011/03/29 15:32:14

具体的な操作方法として標準的な運用フロー (予約番号を活用した場合の運用フロー)



- 1. 予約登録(一定期間分を仮登録)した後、システムからマニフェスト番号を記載した受渡確認票を印刷。
- 2. 廃棄物を引き渡す際、受渡確認票を運搬担当者に渡す。
- 3. マニフェスト登録時にマニ フェスト番号を特定して廃棄 物の種類・数量等を追加登録
- 4. 収集運搬業者、処分業者はマニフェスト番号を特定して報告を行う。

• 11

電子マニフェストへのアクセス方法

- Web方式 パソコンのウェブブラウザを利用 複数のパソコンからアクセス可能
- ・ ケイタイ方式(web方式と併用) 携帯電話のweb機能を使って、データの登録・照会等が可能
- ED | 方式

加入者が利用しやすいシステムの構築が可能 ASP事業者の提供システムが利用可能(ASP事業者と別 途契約)

※ASP...インターネット経由で顧客にアプリケーションソフトの機能を提供する事業者